

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

天草市

2 構造改革特別区域の名称

天草宝島ワイン・リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

天草市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢、面積等

本市は、平成18年3月27日に、本渡市・牛深市・有明町・御所浦町・倉岳町・栖本町・新和町・五和町・天草町・河浦町の2市8町が合併し誕生した。熊本県南西部に位置し、周囲を藍く美しい海に囲まれた天草上島と、天草下島及び御所浦島などで構成される天草諸島の中心部に位置している。

地形は、そのほとんどが山林で占められ、急峻で平野部は少ない。河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や集落、農地が展開し、それらを結ぶように海岸線沿いに国・県道などが配備されている。

県庁所在地の熊本市から、市中心部の本渡市街までは車で2時間ほど、最南端の牛深市街まではさらに1時間ほどを要する。一方、海を隔てて北に長崎県島原半島、南に鹿児島県長島があり、産業の発展や地域間交流など、福岡・長崎・熊本・鹿児島を結ぶ九州西岸地域の拠点として、あらゆる分野において発展が期待される地域である。

総面積は683.07km²と県下1位で、東西に約43km、南北に約46kmとなっている。地目別にみると山林が約68%、農地が約10%、宅地・道路用地が約6%となっている。居住地域については、旧本渡市・牛深市の一部に市街地があり、他の地域は限られた平坦部に集落が点在している状況である。

(2) 気候

過去10年間の年平均気温は16.8℃で、最高気温は37.6℃、最低気温は-4.3℃となっている。暖流の影響で、海岸部の一部に無霜地帯があるなど、冬は暖かく、夏は比較的涼しい海洋性の気候である。

また、平均降水量は2,000mmを超え、特に梅雨期における降水量が多く、7月から9月にかけては台風が接近しやすい時期とも重なり、度々、風雨による被害が発生している。

(3) 人口

平成20年12月現在の人口は95,515人で、合併時の平成18年と比較して3,465人(約3.5%)の大幅減少となっており、高齢化率についても、31.7%と人口の3人に1人が高齢者となっている。

世帯数は38,428世帯で、近年ほぼ横ばいで推移している。1世帯当たりの人員は2.49人と減少を続けており、高齢者のみの世帯が増えている。

(4) 産業

産業別就業割合は、平成17年国勢調査によると、第1次産業が16.5%、第2次産業が19.5%、第3次産業が63.9%となっている。

農林業については、従事者の高齢化や後継者不足により担い手が減少しており、それに伴い遊休農地・荒廃地が増加している。他方、次期の担い手として、地域農業者の合意形成による営農組織が農作業の受委託や協同作付けなどを行う新しい形態に変化しつつある。また、公共事業の減少等により、新分野進出をめざす建設業等からの農業生産法人への展開が始まっている。

水産業については、漁獲量の減少、魚価の低迷、更には漁業就業者の減少と高齢化が見られるが、漁獲量は本県の54%を占めている。また、種苗生産技術の向上により、「つくり育てる漁業」の一環として、積極的に種苗放流事業を行い、水産資源の維持、増大に努めている。

商工業については、地域経済の基盤を支える企業は、そのほとんどが中小企業であり、今日の産業の国際化や長引く景気の低迷とデフレ環境下に置かれ、経営は極めて深刻な状況にあり、また、商店街においても、相次ぐ郊外型大型店の進出により、購買力の流出が顕著となっている。

観光業については、観光客数、宿泊客数ともに減少傾向にある。これに伴い、経済波及効果をもたらす観光消費額も減少傾向である。このような中、平成19年7月に観光協会を法人化し、市内のさまざまな地域資源を有機的にネットワーク化した観光ルートの開発や観光客の受け入れ体制の整備を行い、観光地としての魅力向上を図っている。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は、温暖な気候を利用したデコポンやシモン芋、マンゴーやドラゴンフルーツなどの亜熱帯作物、万年茸（霊芝）や台湾原産のタケノコ（緑竹）などの特用林産物など、安心、安全な農林水産物の生産促進、流通体制確立や販路開拓活動に取り組んでいるところである。しかしながら、従来型の生産・供給中心の産業振興には限界があり、第1次産業で生産される高品質産品や地場資源に、第2次産業の加工等による高付加価値化を図り、さらに観光産業などの第3次産業と連携した販売の促進やブランド化を図るといふ、農・商工など産業間連携による6次産業の促進が今後ますます重要となってくる。

このようなことから、今回、規制の特例を活用し、初期投資の少ない小規模な施設で本市の基幹作物である柑橘類をはじめ地元の特産物を活用した特産酒類の製造を行うことで、新たな商品開発や新たな雇用の確保につなげる契機としたいと考えている。

また、本市では、「自らの地域は自らの手で創る」という地域自立の考え方の下、旧市町単位、小学校区単位に「まちづくり協議会」「地区振興会」を設置しており、各地域の資源を生かした特産品開発などの活動も活発化してきている。規制の特例活用により、コミュニティビジネスへの発展が期待され、市全域での活性化への相乗効果が期待できる。

5 構造改革特別区域の意義

本市の発展を支え、活力ある地域をつくるには、豊かな産業を興すことが重要である。主要産業である農林水産業においては、「安心・安全」な農林水産物づくりを推進するための基盤整備を行うとともに、地域の特性を生かし、環境保全に配慮した魅力ある農林水産業の振興を図っているところである。

このような状況において、規制の特例措置を最大限に活用し、地域の特産物を用い

たワイン、リキュールを製造することで、農業生産だけでなく、加工、流通、販売という周辺領域にまでビジネスを広げ、所得の増加を図るとともに、商工業や観光との関わりを深め、天草型6次産業の創出による地域の活性化を推進することが大きな意義である。

6 構造改革特別区域の目標

今回の特例措置の活用により、地域資源である豊富な果実などの農林産物を用いたワイン・リキュールの製造が、設備投資が少ない小規模な施設で可能となる。これにより、新たな農業経営を目指す農業者や農業法人が参入しやすくなり、農林産物の価値を高める産業の振興を図る。

また、コミュニティ自立のため、小学校区単位に設置している「地区振興会」でも、各地域の資源を生かした特産品開発などの活動が活発化してきており、コミュニティビジネス起業化の可能性も高まる。

さらに、製造されたワイン・リキュールを観光客等に提供することで、新たな地域資源（宝）として発信し、観光地としてのイメージが向上するなど、産業間や地域間の連携により、相乗効果を生み出しながら、市全域での地域活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 天草型第6次産業の実現

第1次産業で生産される高品質産品や地場資源に、第2次産業の加工等による高付加価値化を図り、さらに観光産業などの第3次産業と連携して新たな天草ブランドとしての農産加工品製造・販売を促進し、天草型の6次産業の実現につなげる。

(2) 農山漁村・都市共生・対流による地域活性化

農業や林業・漁業等の体験や自然体験をテーマとした、さまざまな体験プログラムを整備し、都市と農山漁村の交流を活発化させ、地域の特産品や加工品の販売促進につなげることにより、所得の増加を図る。

(3) 天草型ツーリズムによる観光客の増加

農村生活や林漁業体験型観光（ツーリズム）、タウンツーリズムを行っている団体と連携を図り、海の学校や陶芸体験、キリシタンの歴史の散策など天草の地域資源を生かした天草型ツーリズムを確立し、観光入込客を増加させ地域活性化を図る。

○数値目標

区 分	平成19年度	平成22年度	平成26年度
特産酒類製造所件数	0件	2件	4件
農村都市共生・交流による交流人口	1,000人	2,000人	4,000人
観光入込客数（宿泊者数）	299,000人	450,000人	500,000人

8 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又は実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 天草地域産業・雇用創出事業

新規事業の展開や新商品・新サービスの開発などに取り組む地元企業を支援するた

め、「地元企業コンシェルジュ（御用聞き）事業」「アドバイザー往診事業」や商品開発、販路拡大、経営改善などに関する講習会、セミナーを実施する。

（２）天草ブランド戦略プロジェクト

天草地域の独自性や優位性を十分に発揮させ、天草市が「選ばれる地域」としての競争力を高め、地域活性化を図るため「天草地域ブランド戦略プロジェクト」を展開する。

本事業により、天草のイメージを共有化し、戦略的な事業展開を図ることで、既存の農林水産業者や食品加工・製造業者の規模拡大や販売強化を促進する。これにより知名度が向上し、交流人口の増加、さらには後継者確保や雇用創出など地域全体への経済波及効果をもたらし、天草地域の持続的な活性化を目指す。

（３）地域創造支援地域活動事業

商店街の空き店舗を利用して新規開業するもの、また、市内商店街において実施される地域の特色を生かした各種イベント等の事業に対して、その経費の一部を補助することにより、魅力のあるまちづくりを推進し、商店街の活性化を図る。

（４）天草グリーンライフコミュニティ事業

グリーンライフをコンセプトとし、団塊の世代や団塊ジュニア世代、田舎暮らしを志向する都市住民と地元住民の共同作業によって、遊休農地を活用し、自給的な暮らしを学び、実践する“田舎暮らし”による新しい複合的コミュニティを創り、農山村の活性化を図る。

（５）天草市総合計画における関連事業の推進

【豊かな産業づくり】

本市の発展を支え、活力ある地域をつくるには、豊かな産業を興すことが重要である。本市の基幹産業である農林水産業においては、「安心・安全」な農林水産物づくりを推進するための基盤整備を行うとともに、地域の特性を生かし、環境保全に配慮した魅力ある農林水産業の振興を図る。また、天草の特性・知名度を生かしたブランドづくりを進めるとともに、販売ルートの確立を図る。

【魅力ある観光地づくり】

観光は経済波及効果や雇用創出効果の高い産業であることから、天草を更に魅力ある観光地とすることが重要である。九州新幹線の全線開通を見据え交流人口の拡大を図るため、積極的に観光情報の発信を行う。また、市内のさまざまな地域資源を有機的にネットワーク化した観光ルートの開発や、観光客の受け入れ体制の整備を行い、観光地としての魅力向上を図る。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、生産された地域の特産物（ブドウ、びわ、梅、サクランボ、柿）を原料とした果実酒又は地域の特産物（ブドウ、びわ、梅、サクランボ、柿、万年茸、マンゴー、温州みかん、パール柑、不知火、ポンカン、甘夏みかん、晩柑、晩白柚、シモン芋、梨、キウイフルーツ、茶、オリーブ）を原料としたリキュールを製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に掲載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

熊本県天草市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に掲載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために特産酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物であるブドウ、びわ、梅、サクランボ、柿を原料とした果実酒又はブドウ、びわ、梅、サクランボ、柿、万年茸、マンゴー、温州みかん、パール柑、不知火、ポンカン、甘夏みかん、晩柑、晩白柚、シモン芋、梨、キウイフルーツ、茶、オリーブを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

このことにより、農業経営の多角化を目指す農業者や農業法人が参入しやすくなり、農林産物の価値を高めた地域ブランドの創出等による農業の振興が図られるとともに、商工業や観光との連携による販路開拓、販売促進等により、天草型6次産業の確立による地域の活性化を目指す。

また、各地域の資源を生かした果実酒・リキュール製造により、コミュニティビジネスとしての起業化の可能性も見込まれる。

このように、産業間の連携により、相乗効果を生み出しながら、市全域における地域活性化を図るためにも、当該特例措置の適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の

規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。